

経営者のための法律相談Q&A その26 身の周りの人が逮捕されたらどうする？

1 逮捕なんて関係ないんだけど？

年度替わり早々、物々しい話題ですが、経営者や会社の幹部たるもの、刑事手続を知っておいて損はありません。

自分や周りの人間は、警察のご厄介になるようなことはしていないから、関係ないや。本当にそうでしょうか。

①殺人や強盗「ないない。」

②出張旅費を過大に請求した(詐欺)

「ない。と思う。」

③酔っ払って飲み屋の備品を壊した(器物損壊)

「若気の至りでね・・・。」

④運転中、飛び出してきた人を轢いてしまった(自動車運転過失致傷)。

電車の中で痴漢に間違われた(迷惑防止条例違反)。

「うーん。あるかも。」

このようなとき、もしも警察が駆けつけて、相手方の言い分のみを聞いて逮捕されたら、どうしますか。

2 逮捕の種類

逮捕には大きく分けて、現行犯逮捕と通常逮捕があります。痴漢行為や傷害などの現場に、警察官などが駆けつけ、犯罪を行った疑いが強いとされた場合には、現行犯逮捕されるケースがあります。この現行犯逮捕は、警察官だけでなく、一般市民であっても可能です。市民が現行犯逮捕(身柄を拘束すること)した場合には、速やかに警察に引き渡す必要があります。

通常逮捕というのは、犯罪の証拠などが揃った段階で、警察が裁判所に逮捕令状というものを請求して、裁判所が「逮捕してよい」ということになった場合には、令状を示されて、身柄を拘束されることとなります。

3 逮捕されてしまったら？

犯罪を行ったことを認めているか(自白)、認めていないか(否認)に関わらず、知り合いの弁護士がいない場合には、「当番弁護士を呼んでほしい」と要請してください。弁

護士会から、逮捕された警察署等に、刑事手続についてアドバイスをしてくれる心強い味方となる弁護士が、無料で駆けつけてくれます。

不利益な供述調書などが作成されてしまう前に、当番弁護士に相談してください。

捜査官に話をしたくなければ、黙秘権がありますので、黙っていても構いません。(ちなみに、家庭内で妻(夫)に対して、黙秘権を行使した場合には、不利益な認定がなされ、小遣いの減額、休日の労働、ブランド品購入などの罰を受けることになりますので、注意が必要です。)

4 逮捕後の流れ

警察などにおいて、事案軽微、あるいは、嫌疑不十分とされた場合には、1日くらいおいて釈放されることとなりますが、多くの場合は、逮捕から48時間以内に検察官送致され、さらに、検察官は24時間以内に、勾留請求するかどうかを決定します。

勾留された場合には、原則として、10日間は身柄を拘束されることになり、さらに延長となると10日間、身柄を拘束されます。

このようにして、逮捕から最大で

23日間、身柄を拘束された後、検察官が起訴すると決めた場合には、引き続き、勾留されることが多いです。この場合、保釈請求が認められれば、いったん外に出られます。

検察官と交渉をしてもらったり、被害者との示談交渉を進めたり、あるいは、家族や会社と連絡をとる、裁判において争うための材料を集める、といったことを、身柄拘束されている間に、当番弁護士から引継ぎを受けた国選弁護士などとよく話をし、力になってもらうことが大変重要です。

刑事手続についても、詳しくは、専門家である弁護士に気軽に相談してください。

(本稿担当) 今田健太郎



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0015

東広島市西条栄町10番27号

栄ビル5階

☎49317100 FAX 49317101

弁護士 福田浩・今田健太郎(東広島担当)・上根裕章

谷脇裕子(東広島担当)・中岡正薫・大橋真人